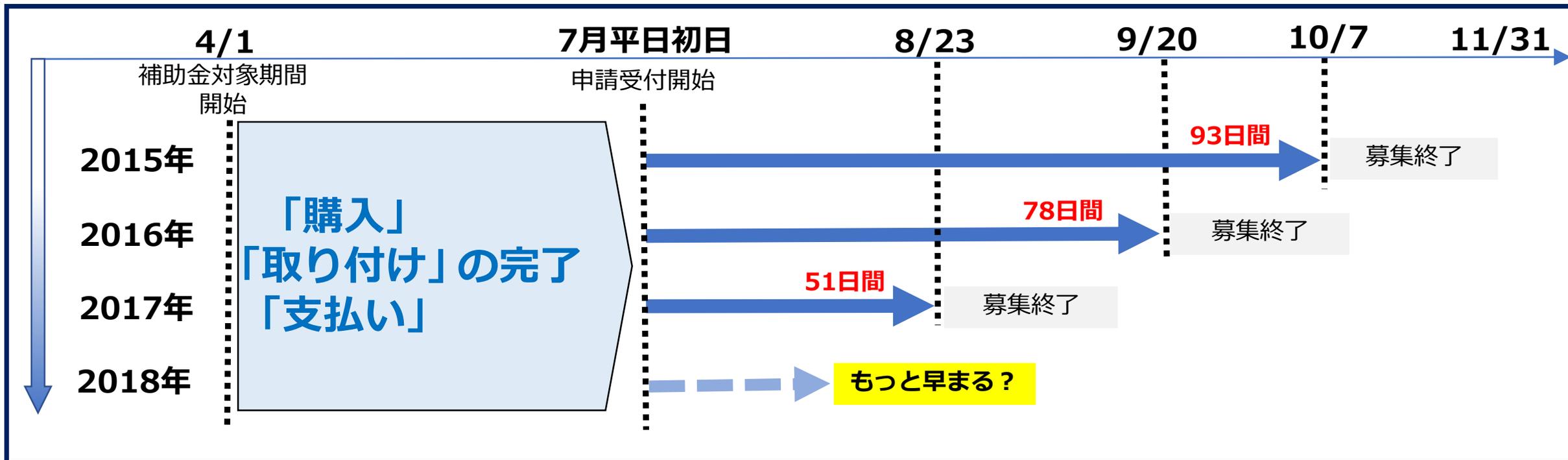


国土交通省 事故防止対策支援推進事業

「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業」のタイムライン

申請期間は11月末までのはずですが実際には…



補助金申請の締切が早まる傾向があります

総額予算が設定されているうえ、活用しようとしている事業社が増加しているためです。

機器の導入と申請には想像以上の時間が必要です。

ご利用を検討される場合は早めに着手することをお勧めいたします。（補助金の対象機種種の確定時期は5月末頃の予定）

申請に必要な書類

- ① 申請用紙（交付要綱第1の3号様式）
- ② 申請用紙（実施要領別紙6）
- ③ 補助金請求書（交付要綱第9号様式）
- ④ 振込先調書
- ⑤ 事業報告書（直近事業年度分）
- ⑥ 運輸安全マネジメントに関する書類
- ⑦ 申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類（宣誓書）
- ⑧ 補助対象機器のカタログ等
- ⑨ 領収書の写し
- ⑩ 明細書
- ⑪ 設置確認書類
- ⑫ 賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細（申請者がリース事業者の場合）
- ⑬ 事業及び資産及び負債についてわかる書類（申請者がリース事業者の場合）
- ⑭ 自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類（申請者がリース会社の場合）
- ⑮ 車検証の写し

補助金申請用紙＋説明記入例の入手は
ココをクリック

※ 申請書類は各地方運輸局等申請受付場所へ直接持ち込みが必要です。（郵送不可）

お客様が用意する書類

- ①申請用紙（交付要綱1の3号様式）
- ②申請用紙（実施要領別紙6）
- ③補助金請求書（交付要綱第9号様式）
- ④振込先調書
- ⑤事業報告書
- ⑥運輸安全マネジメントに関する書類
- ⑦申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類（宣誓書）
- ⑮設置した車両の車検証の写し

⑫～⑭は申請者がリース事業者の場合のみ必要（通常は不要）

記入が必要な名称、住所、金額などは予めワードなどで入力しておいて印刷しても問題ない

販売店が用意する書類

- ⑧製品カタログ
- ⑨領収書の写し
- ⑩明細書
- ⑪設置確認書類（取付業者が撮影した写真を加工して貼り付ける）

取付業者が用意

- ・設置確認書に掲載する写真

車両の前後（ナンバーが判別できるもの）と車載器の取付状態がわかるもの

これ以降はダウンロードできる申請用紙に付属
する必要書類の記入見本などの抜粋です。

※⑫～⑬についてはリースの事業者のみが提出の対象になるため省略しています。

①申請用紙（交付要綱第1の3号様式）

第1の3号様式（第4条第3項関係）

国土
太郎

空欄のまま窓口へ提出。

番号
平成29年7月31日

捺印を押印。

窓口に提出する日を記載すること。

国土交通大臣 殿

申請者住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名及び名称 国土運輸株式会社
代表取締役 国土太郎

役職名・氏名を記載すること。

申請書の根拠となった導入内容を記載すること
(添付する別紙Bの明細書を参考に記載)。

自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書

平成29年度自動車事故対策費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業)を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき申請するとともに、同法第14条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて報告します。

1. 補助対象事業の内容 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援。

2. 補助対象経費 金 1,563,000 円

3. 補助金交付申請額 金 280,000 円

4. 添付書類

・振込先調書

・申請者(リース事業者が申請者の場合は申請対象機器の貸渡先の運送事業者)が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類(旅客自動車運送事業等報告規則第2条又は貨物自動車運送事業報告規則第2条に掲げる事業報告書の直前事業年度分)

・安全マネジメントに関する書類

・申請者が同一事業(かつ、他の国の補助金を受けていない)ことを証する書類

・補助対象経費の基礎となる明細書
(申請者がリース事業者の場合に限り提出するもの)

・貸与料金の算定根拠明細書

・当初のリース契約期間が5年に満たない場合は、契約満了後も取得より5年を満たすまでの間

同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめのうえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口へ提出すること。

国土太郎

代表者印を押印すること。

算出した補助金額を記載すること。

導入する補助対象機器等の導入に必要な経費の合計額を記載すること。

20

②申請用紙（実施要領 別紙6） - 1

国土
太郎

【交付申請書兼実績申請書(第1の3号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)に限る。)]

実施要領 別紙6

平成29年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書の根拠となった導入内容を記載すること
(添付する別紙Bの明細書を参考に記載)

1. 補助事業 導入した機器の台数を記載すること。

経費使用明細書

経費名	経費区分	機器名	台数	単価
() ITを活用した点呼機器の取得	1,563,000	パソコン本体	6	60,000
		パルス感知器	6	30,000
		分岐ケーブル	6	8,000
		取付/設定費用	6	35,000
		計を記載すること	6	1283,000
		ケーブルライター	1	
		(USB)	1	
		鮮折ソフト	1	325,000
		インストール/セットアップ費	1	300,000

該当する補助事業の内容に○を記載すること。

経費使用明細書の合計を記載すること。

設置代の単価を記入すること。

設置代の単価を記入すること。また、値引きがある場合には、値引き後の単価を記載すること。*値引きの内訳等が不明な場合は、機器本体から差し引くこととします。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額	内訳	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額	280,000	0	280,000
② ①③以外の者の負担額	0	0	0
③ 補助事業者の負担額	1,283,000	1,283,000	0
合計(=補助対象経費総額合計)	1,563,000	1,283,000	280,000

※国庫補助金の額の算出基礎

補助金額 280,000 円

① デジタル式運行記録計に係る車載器の補助対象経費=888,000 円(車載器6台分)

② デジタル式運行記録計に係る事務所機器の補助対象経費=675,000 円

③ デジタル式運行記録計に係る車載器の補助率=1/2もしくはは上限額3万円/1台あたり

④ デジタル式運行記録計に係る事務所機器の補助率=1/2もしくはは上限額100,000円/1台あたり

21

②申請用紙（実施要領 別紙6）- 2

国土 太郎

補助金額=①×③+②×④…において、①×③は上限額3万円を、②×④は上限額10万円を、
運用 = 30,000 円×6 + 100,000 円
= 280,000 円

※1 消費税は含まずに算出すること。

※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数は発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

※3 上記補助金額の算出において、算出基礎が複数な場合は、「市町村は算出基礎別表」と記入の上、算出基礎別表を添付すること。算出基礎別表を添付する場合は、HP掲載の算出基礎別表記載例を参考に作成すること。

●機器1台あたりの上限額について。
映像記録型ドライブレコーダー（車載器2万円、事務所機器3万円）及び運行中の運行管理機器（車載器3万円、事務所機器10万円。なお、一体型は車載器5万円、事務所機器13万円）については、1台あたりの上限額を設定していただきますのでご注意ください。

●機器1台あたりの単価が上限額を越えない場合の計算方法。
車載器や事務所経費の費用が、それぞれの上限額に達しない場合には、車載器費用の合計額に補助率1/2、事務所経費の合計額に補助率1/2をそれぞれ乗じて算出する。

3. 完了した補助対象事業の概要

○補助申請者が自動車運送事業者の場合：配置した営業所、車両数、車両番号、導入する機器の型式と台数等の概略を記載すること。必要に応じ、表形式を用いること。

○補助申請者がリース事業者の場合：当該補助対象事業を行っている事業の種類を記載すること。（貨物/乗合/貸切/乗用）
※ 配置した営業所、車両数、車両番号、導入する機器の型式と台数等の概略を記載すること。必要に応じ、表形式を用いること。（貸し付け先事業者名を記載すること）

営業所	取付ける車両 (計6台)	業態	導入する機器 (計6台)	型式名
国土運輸(株)				
東京営業所	足立×× 1111	乗合	OO製デジカメ△△	自 TD-×××
	足立×× 2222	乗合	同上	同上
	足立×× 3333	乗合	同上	同上
	足立×× 4444	乗合	同上	同上
埼玉営業所	大宮△△ 1111	乗合	同上	同上
	大宮△△ 2222	乗合	同上	同上

事業所用機器

営業所	事業所用機器名	導入台数
東京営業所	解解ソフト○○	1
	カードリーダー△△	1

(注) 導入車両数が多い場合は、別の表に記載してもよい。

4. 補助事業の完了年月日 平成29年7月30日
*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類(当該補助対象機器を設置したことがわかる写真等)を添付すること。

22

③補助金請求書（交付要綱第9号様式）

国土 太郎

第9号様式（第12条関係）

空欄のまま窓口へ提出。

番号
年月日

空欄のまま窓口へ提出。

押印を押印。

支出官
「交付申請書兼実績申請書(第1号の3号様式)」
に記載した申請者名(住所、氏名、名称)と一致していること。

東京都千代田区霞が関 2-1-3
氏名及び名称 国土運輸株式会社
代表取締役 国土太郎

職名・氏名を記載すること。代表者印を押印すること。

自動車事故対策費補助金請求書

平成29年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（自動車運送事業の安全総合対策事業）については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記 交付決定時(計画変更時)の金額、振込先をそれぞれ記載する。

1. 請求額 金 280,000 円

(住所) 千代田区 千代田区 千代田区
住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3

2. 受取人 (口座名義人) 氏名 国土運輸株式会社 国土太郎
受取人名(住所、氏名)は、フリガナも記載。

3. 振込先金融機関及び支店名 全国国土銀行 額も記載。

4. 預金種別 普通

5. 口座番号 123456789

*振込先調書に記載した項目と一致していること。

(注)ア. 概算払いの場合については、表題の「請求書」の前に「概算払」の文字を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。
イ. ()の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。
ウ. 記2の受取人は、上段にカタカナで振替仮名を付けること。

(日本工業規格 A列4番)

23

④ 振込先調書

平成29年7月31日

平成29年度自動車事故対策費補助金の振込先調書

申請者 氏名又は名称 国土運輸株式会社
 住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
 担当者名 国土 花子
 連絡先電話番号 00-000-0000
 F A X 00-000-0000

変更ある場合は再提出すること。

フリガナ	<u>トウキョウト チヨダク カスミガサキ 2-1-3</u>
住 所 (受取人住所)	<u>(〒000-0000)</u> <u>東京都千代田区霞が関 2-1-3</u>
フリガナ	<u>コクド ハナコ</u>
氏 名 (口座名義人)	<u>国土 花子</u>
振込先金融機関 及び支店名	<u>全国国土銀行</u> 信用金庫 <u>霞が関支店</u> その他 (その他:)
預金種別	当座預金 <u>普通預金</u>
口座番号	<u>123456789</u>

※請求書に記載した銀行口座と一致していること。

(注) 1. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 2. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他(郵便局は振込先金融機関として指定できないため除く。)のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例:○○市農業協同組合)を記入すること。
 3. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

24

⑤ 事業報告書 (直近事業年度分) - 1

旅客自動車運送事業等報告規則第2条又は貨物自動車運送事業報告規則第2条に掲げる事業報告書

事業者番号
 平成 年 月 日

貨物

住 所
事業者名
代表者名

提出先	国土交通大臣 殿	殿
○	運輸局長	殿

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書
貨物利用運送事業事業報告書

平成 年上・下・全期

直近事業年度分から抜粋したもの。

年 月 日から 年 月 日まで

事業種類

一般貨物(特別種会社・有)		鉄 軌 道 業
一般貨物(特別種会社・無)		自 動 車 運 送 業
貨物利用運送事業		そ の 他 事 業

(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)

8

⑤事業報告書（直近事業年度分）-2

株式会社（株式会社）（日本工業規格JIS） 事業年度
事業概況報告書
 年 月 日から 年 月 日まで
 あて 住 所
直近事業年度分から抜粋したもの。
 電話番号

経営規模

資本金の額又は出資の総額	平均	発行済株式総数	株
--------------	----	---------	---

主要株主（所有株式数の多い順にら名を記載すること）

株 主 名	発行済株式総数に対する割合（%）

役員

役 職 名	氏 名	専従非専従の別
取締役 (理事)		
会計部長		
監査役 (監事)		

経営している事業

事 業 の 名 称	従業員数（人）	実業収入（売上高）構成比率（%）
合計		

注 意
 1. 従業員数は、前期末迄の対象となった各別労働人員（臨時雇用員にあっては、28人日を1人として換算）の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とする。
 2. 会社法（平成17年法律第66号）第166条の2等に規定する役員会設置会社においては、「監査役」を「執行役」とすること。

⑤事業報告書（財務諸表）-3

旅客自動車運送事業等報告規則第2条又は貨物自動車運送事業報告規則第2条に掲げる
 事業報告書

財務諸表
損益計算書
年 月 日から 年 月 日まで

事業名称

科 目	収 益	費 用	損 益
営業収益	特別損益等		
	その他		
	利用運送事業		
	その他事業		
	その他事業		
計			
営業外収益	金融収益		
	計		
合計			
特別損益	固定資産売却損益		
	前期繰越修正損益		
	補助会に係る損益		
	その他特別損益		
	合計		
繰上償却資産科目 (繰上償却資産減価償却費)			
法人税等			
法人税等調整額			
当期純利益(当期純損失)			

直近事業年度分から抜粋したもの。

⑦申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類（宣誓書）



事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援に限る。)の交付を受けようとする者が同一事業において、他の国の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類。

国土交通大臣 殿

宣 誓 書

当社は、平成29年度事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援に限る)において、他の国の補助金(特殊法人を通じての交付を含む)を受けません。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

「補助金請求書(第9号様式)」に記載した申請者名(住所、氏名、名称)と一致していること。

平成29年7月31日

代表者印を押印すること。

住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3

氏名及び名称 国土運輸株式会社

代表取締役 国土太郎

役職名・氏名を記載すること。



⑩明細書

平成 年 月 日

〇〇運輸株式会社 謹中

明 細 書

総合計 1,563,000 円

消費税 78,150 円

合計 1,641,150 円

支払い条件 検収翌月末現金支払い
(※消費税は、1円未満切捨てのこと。)

住 所 〇〇製作所

氏名又は名称 〇〇製作所

代表者名 〇〇

機器名	型式	数量	単価(円)	金額(円)
デジタル本体	〇〇〇	6	60,000	360,000
パルス発生器	△△△	6	30,000	180,000
分岐ハーネス(併設)	×××	6	8,000	48,000
取付/設定費用	台当り	6	35,000	210,000
メモリーカード(128MB)	〇×△	6	15,000	90,000
小 計				888,000
事務用リーダー(USB)	△〇×	1	50,000	50,000
解析ソフト	×〇△	1	325,000	325,000
インストール/セットアップ費		1	300,000	300,000
小 計				675,000
合計①				1,563,000
車載器				
小 計				0
事業所用機器				
小 計				0
合計②				0
総合計(①+②)				1,563,000

書式は、各社使用のもの即可。

⑪ 設置確認書類- 1

**国土
太郎**

購入・整備した補助対象機器の写真(車載器)

事業者名	国土運輸株式会社	設置機器	〇〇製デジタル△△
営業所名	東京営業所	型式名	ABC-DEF2
車両番号	足立×× 1111		

※車両前面、背面、車載器をそれぞれ撮影、添付ください。
※補助対象車全車両分をご提出ください。

別途 車検証の写しを添付すること。

車両前面の例



車両背面の例



・ナンバープレートは全ての文字が判読可能であること。
・可能な限り車両全形を収めること。

車載器の例



映像記録型ドライブレコーダーについては、全てのカメラ部分の写真も添付すること。
なお、設置機器が、1枚の写真で収まる場合は、1枚の写真で可。

⑪ 設置確認書類- 2

**国土
太郎**

車両・営業所ごとに設置した機器を確認できる書類

本申請においては、以下のとおり機器を設置し、補助事業が完了しています。

平成29年7月31日
住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名及び名称 国土運輸株式会社
代表取締役 国土太郎 **国土
太郎**

車載機

営業所名	取付ける車両の登録番号等	設置機器	機器を特定する製品番号等
東京営業所	足立×× あ 1111	デジタル式運行記録計	ABC-〇〇〇〇〇〇〇〇
	足立×× あ 2222	同上	ABC-〇〇〇〇〇〇〇〇
	足立×× あ 4444	同上	ABC-〇〇〇〇〇〇〇〇
埼玉営業所	大宮△△ あ 1111	同上	ABC-〇〇〇〇〇〇〇〇
	大宮△△ あ 2222	同上	ABC-〇〇〇〇〇〇〇〇

事業所用機器

営業所名	設置機器	機器を特定できる製品番号等
東京営業所	録音ソフト〇	DEF-〇〇〇〇〇〇〇〇
	カードリーダー	GHI-〇〇〇〇〇〇〇〇

※機器を特定できる製品番号等が不明の場合は、写真を添付すること。

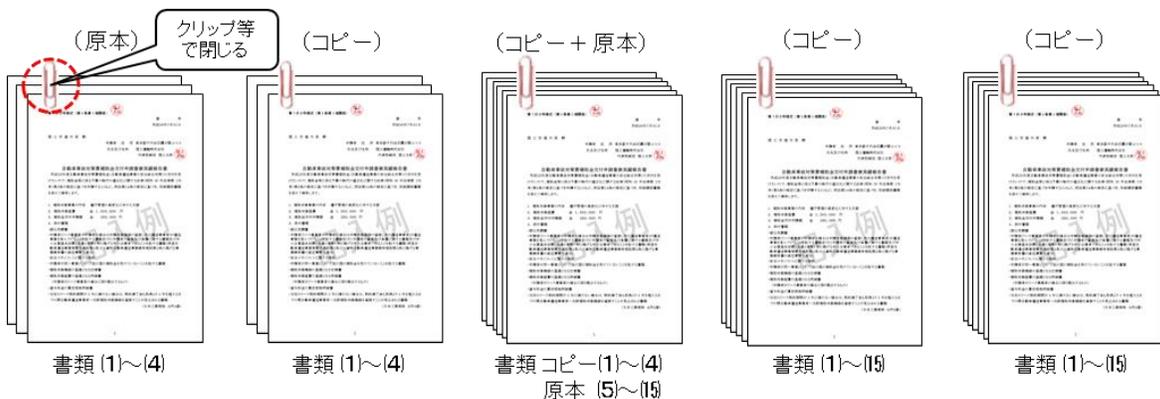
29

申請書類のまとめ方

全ての書類が揃っているか、下記チェックリストを使用し確認してください。

★提出時の注意★

- ・書類の提出部数は5部です。(1)~(4)をセットにして5部ご提出ください。(原本1部、コピーを4部提出。コピーのうち3部には(5)~(15)も併せてご提出ください)。
- ・提出時、書類はA4・片面とし、ホッチキス止めせず、「クリップ」止めでご提出ください。
- ・同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめたうえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口へ提出すること



申請書類の提出先

最寄りの地方運輸局もしくは運輸支局等

受付時間 平日9時~16時

(受付終了間際は混雑するので避けたほうが良い)

その他の注意事項

1. 受付の早期終了の公表は以下のURLにて
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>
2. 書類の不備を指摘された場合は一週間以内に対応が原則 それ以上かかる場合は一旦取り下げて再提出
3. 手続きに不正が見受けられた場合は申請が拒否される場合があります